

健康保険組合からのお知らせ（一部負担金等の免除期間等）

東日本大震災により被災された皆様へ

ジェイアールグループ健康保険組合

このたびの東日本大震災により被害にあわれた被保険者及び被扶養者の皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、被災日以降実施されてきた一部負担金等の免除ですが、平成 29 年 3 月以降の免除対象者及び対象期間が下記のとおりとなりましたのでご連絡いたします。

1 一部負担金(入院時の食事療養に係る標準負担額(*1)を除く)の免除対象者及び期間について

避難区域等	標準報酬 月額(*2)	免除対象	
		平成 29 年 3 月 1 日 ~ 平成 29 年 9 月 30 日	平成 29 年 10 月 1 日 ~ 平成 30 年 2 月 28 日
帰還困難区域等(注1)	53 万円以上		
	53 万円未満		
旧居住制限区域等(注2)	53 万円以上		対象外
	53 万円未満		
旧避難指示区域等 (注3)	53 万円以上	対象外	対象外
	53 万円未満		

(注1) **帰還困難区域等**【 帰還困難区域、 居住制限区域、 避難指示解除準備区域】の3つの区域をいう。

(注2) **旧居住制限区域等**【居住制限区域および避難指示解除準備区域で、平成 28 年度に 指定が解除された葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、平成 29 年 3 月末の指定解除の飯館村の一部、川俣町の一部および平成 29 年 3 月末指定解除予定の浪江町の一部および富岡町の一部】をいう。

(注3) **旧避難指示区域等**【平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む) 平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点)、平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(楢葉町の一部)】の3つの区域をいう。

*1 平成 24 年 3 月 1 日以降、「柔道整復(接骨院等)や鍼灸・マッサージの施術」「治療用装具の作成」「保険証を提示せず受けた診療」などに係る一部負担金相当額や標準負担額(入院時の食事代)は免除対象となりませんのでご注意ください。

*2 平成 29 年 3 月 1 日以降、標準報酬月額が改定され、上位所得層(53 万円以上)から一般所得層(53 万円未満)に変更となった場合には免除対象者として再認定され、一般所得層から上位所得層に変更となった場合には該当月の 1 日より免除対象外となります。

- 「健康保険一部負担金等免除証明書」(以下「免除証明書」という。)の返納について
延長される対象者の方には、有効期限を延長した新しい「免除証明書」を送付(事業主経由)します。現在、使用中のものと交換してください。終了となる対象者の方は有効期限経過後、速やかに事業主経由で免除証明書を返納してください。

(健保事務センター JR 058-2914 NTT03-5334-1029 平日 10 : 00 ~ 17 : 00)